

令和3年12月24日

京都市文化市民局

担当：くらし安全推進部消費生活総合センター

電話：075-256-1110

### 第3次京都市消費生活基本計画の策定について

京都市では、京都市消費生活条例において基本理念として掲げる、消費者の権利の実現を図るための基本的な計画として、京都市消費生活基本計画を策定し、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

平成23年3月に策定した「第2次京都市消費生活基本計画」の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年1月に、令和3年度以降の新たな計画の策定について、京都市消費生活審議会に諮問し、約1年間にわたる審議を経て、去る12月13日に同審議会から市長に答申書が提出されました。

この答申書を基に、この度、「第3次京都市消費生活基本計画」を下記のとおり策定しましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 計画の概要

##### (1) 計画期間

令和3年度～令和7年度

##### (2) 目指すべき将来像

① 消費者が安心・安全に暮らせる社会の実現

② 京都固有の文化をいかした消費行動による「消費者市民社会」※の実現

※ 消費者教育推進法では、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。」と規定しています。

##### (3) 基本方針

###### **基本方針1** 消費者安全の確保

└ 施策目標1 安全な消費生活環境の確保

└ 施策目標2 表示等の適正化の推進

└ 施策目標3 取引の適正化

###### **基本方針2** 消費者被害の救済

└ 施策目標4 消費生活相談体制の充実・強化

└ 施策目標5 消費生活相談以外の相談事業の充実・強化

###### **基本方針3** 消費者教育の推進

└ 施策目標6 戦略的な消費者教育の推進

└ 施策目標7 消費者教育を担う人材育成

###### **基本方針4** 消費者市民社会の形成

└ 施策目標8 「誰一人取り残さない」より良い社会に向けた支援

└ 施策目標9 消費者、事業者、行政間の信頼向上、連携・協働の促進

#### (4) 重点取組

- ・消費者安全確保地域協議会の設置
- ・エシカル消費の普及促進

## 2 配架場所等

本計画は、京都市のホームページ（京都市情報館）で公開します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000292837.html>

また、計画の冊子は、順次、市役所本庁舎、区役所・支所等で配架します。

### (参考1) 市民意見募集の概要

#### (1) 募集期間

令和3年7月26日（月）～令和3年8月27日（金）まで

#### (2) 御意見数

意見者数：188人 意見総数：228件

主な御意見については、こちらを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000292756.html>

### (参考2) 計画策定に係る主な経過

- 令和3年1月 第120回京都市消費生活審議会  
(諮問、第3次京都市消費生活基本計画の骨子案の構成について)
- 3月 第121回京都市消費生活審議会  
(第3次京都市消費生活基本計画の素案(案)について)
- 6月 第122回京都市消費生活審議会  
(第3次京都市消費生活基本計画(案)及び市民意見募集の実施について)
- 7月 市民意見募集の実施
- 10月 第123回京都市消費生活審議会  
(市民意見募集の結果について)
- 12月 答申
- 12月 策定